

新入学生保護者様

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

基山町教育委員会

春暖の候、保護者の皆様方にはますます健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の学校運営につきましてご理解ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入更新の時期となりました。独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校安全の普及・充実を図ると共に、学校管理下での児童の負傷、疾病に関して医療費等の給付を行うことを目的としています。この制度は、共済掛金を財源として災害給付をおこなっており、医療費総額が5,000（保険診療1,500円）以上の場合に支給されます。

※このような場合のけが、後遺症等に給付が行われます。

- ・始業前　・休憩時間　・昼休み　・課外指導中(部活動など)
- ・授業中(各教科)　　・遠足、修学旅行など
- ・通常の経路及び方法での通学中(登校中、下校中)



災害共済給付制度説明

手続きの概要

(但し、この制度を利用する場合、子どもの医療費助成を受けずに一旦、自己負担をお願いします)

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒　・ガス等による中毒　・熱中症　・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病　・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病　・負傷による疾病	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 突然死　運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、基山町では、この4月から子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、0歳～18歳までの子どもに係る医療費を全額助成することとしました。県内医療機関では窓口でのお支払いはなく、無料となりました。

しかし、この制度を利用すると以下のように町の子どもの医療費助成制度にはないメリットがありますので、学校管理下(登下校を含む)でのけが等に備えて、原則加入されることをお勧めしております。

- ①医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割が加算され、4割支給されます。
- ②負傷等の初診から10年間申請ができるため、基山町の子供の医療費助成制度の対象外となった場合でも治療が必要であれば、継続して給付を受けることができます。
- ③負傷等で後遺症が残った場合や事故で死亡に至った場合、この制度に加入していれば、見舞金が給付されます。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 年額460円（基山町教育委員会負担額475円）※負担金額は学年集金で徴収します。

----- (きりとり) -----

基山町教育委員会 殿 基山町立若基小学校 年組 児童生徒氏名 _____

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに (同意します) ・ (同意しません)

保護者氏名 _____

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

子どもが学校で怪我をした!!そんな時は・・・

子どもさんが、学校で怪我をした時の医療費の給付制度があります
「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」

◆学校管理下とは◆

- ・始業前、休憩時間、昼休み 課外指導中(部活動など)
- ・授業中(各教科、遠足、修学旅行など)
- 通常の経路及び方法での通学中(登校中、下校中)

★学校で児童生徒が負傷等をして、医療機関・調剤薬局等を利用した場合★

治療が完了するまでに医療機関・調剤薬局等の窓口で支払ったすべての医療費の自己負担額(保険診療分)の合計金額が・・・

1,500円以上ある

1,500円未満だった

(保険診療点数 500点以上)

1,500円未満だった

(保険診療点数 500点未満)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象です。

医療機関等の窓口で、医療費の自己負担額をお支ください。

※「基山町こども医療」は使えません。

学校を通じて、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ給付申請の手続きを行う。

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当した。

日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が給付されます

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象ではありません。

基山町こども医療助成制度をご利用ください。県内の病院であれば、無料ですので、窓口負担はありません。

はい

いいえ

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ申請する主なメリットとは

①医療費の自己負担額(保険診療分3割)に1割加算され、4割給付される

②負傷等の初診から最長10年間申請できるため、高校に進学したり、町外に転出した等で、こども医療等が助成対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能である。